

加東市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

**風水害総則－4**  
**第1編 総則**  
**第1章 計画の前提**  
**第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務**

**第1 防災機関の事務又は業務の大綱**  
 <略>  
 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		仮設住宅設置可能地の提示	1 災害復旧事業費査定 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（兵庫農政事務所）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

**第1編 総則**  
**第1章 計画の前提**  
**第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務**

**第1 防災機関の事務又は業務の大綱**  
 <略>  
 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		仮設住宅設置可能地の提示	1 災害復旧事業費査定 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 3 金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直 ）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（兵庫農政事務所）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

近畿経済産業局	危険物等の保安確保対策の推進	1 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 2 事業者（商工業等）の業務の正常な運営の確保 3 危険物等の保安の確保	1 生活必需品、復旧資機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興	1 被災地の復興支援 2 ライフライン施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	近畿経済産業局	危険物等の保安確保対策の推進	1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	県防災計画の修正に伴う修正
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害の応急対策			中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害の応急対策			
近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 災害応急対策用資機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 市の災害予防に関する事務又は業務支援	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	直轄公共土木施設の復旧		近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 災害応急対策用資機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 市の災害予防に関する事務又は業務支援	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	直轄公共土木施設の復旧		
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供	1 被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	
（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び施設の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び施設の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 5 道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			
大阪航空局（大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設（直轄）の復旧		大阪航空局（大阪空港事務所）		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧		
大阪管区气象台（神戸海洋气象台）	防災気象知識の普及	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	大阪管区气象台（神戸地方气象台）	防災気象知識の普及	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

近畿地方 環境事務 所	1 地盤沈下防止対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の 整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等とし ての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及 び家庭動物等の保護等に関する 地方公共団体への情報提供 及び支援	1 環境監視体制に 関する支援措置 2 災害配置物等の 処理	環境配慮の確保
-------------------	--	--	---	---------

<略>

風水害総則-7

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
郵便事業株式会社 (社支店) 郵便局株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵 政事業運営の確保 2 災害時における郵 政事業に係る災害 特別事務取扱い及 び援護対策	1 被災郵政事業施設 の復旧 2 被災地域地方公共 団体に対する簡易 保険積立金による 長期融資	
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊 急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医 療救護 2 義援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会 社(関西支社)	所管道路の整備と防 災管理	所管道路の応急対策 の実施	被災所管道路の復旧	
西日本旅客鉄道株式会 社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における緊 急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対 策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会 社(兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ関西、エ ヌ・ティ・ティ・コミ ュニケーションズ株式 会社 KDD I 株式会社 (神戸支店) ソフトバンクテレコム 株式会社 ソフトバンクモバイル 株式会社	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対 策の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	
日本通運株式会社(各 支店)		災害時における緊急 陸上輸送		
関西電力株式会社(神 戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急 対策の実施	被災電力供給施設の 復旧	
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管 部)	ガス供給設備の防災 管理	ガス供給設備の応急 対策の実施	被災ガス供給設備の 復旧	

<改 正 後>

近畿地方 環境事務 所	1 地盤沈下防止対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の 整備 3 飼育動物の保護等に係る支援	1 所管施設等の避難場所等とし ての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及 び家庭動物等の保護等に関する 地方公共団体への情報提供 及び支援	1 環境監視体制に 関する支援措置 2 災害配置物等の 処理	環境配慮の確保
-------------------	--	--	---	---------

<略>

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
<del>日本郵便株式会社 (市内各郵便局)</del>		1 災害時における郵 政事業運営の確保 2 災害時における郵 政事業に係る災害 特別事務取扱い及 び援護対策	1 被災郵政事業施設 の復旧 2 被災地域地方公共 団体に対する簡易 保険積立金による 長期融資	
日本銀行 (神戸支店)			金融機関に対する緊 急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市 地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医 療救護 2 義援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防 災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対 策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会 社(関西支社)	所管道路の整備と防 災管理	所管道路の応急対策 の実施	被災所管道路の復旧	
西日本旅客鉄道株式会 社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防 災管理	1 災害時における緊 急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対 策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会 社(兵庫支店) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 KDD I 株式会社 (神戸支店) ソフトバンクテレコム 株式会社 ソフトバンクモバイル 株式会社	電気通信設備の整備 と防災管理	1 電気通信の疎通確 保と設備の応急対 策の実施 2 災害時における非 常緊急通信	被災電気通信設備の 災害復旧	
日本通運株式会社(各 支店)		災害時における緊急 陸上輸送		
関西電力株式会社(神 戸支店、姫路支店)	電力供給施設の整備 と防災管理	電力供給施設の応急 対策の実施	被災電力供給施設の 復旧	
大阪ガス株式会社 (導管事業部兵庫導管 部)	ガス供給設備の防管 理	ガス供給設備の応急 対策の実施	被災ガス供給設備の 復旧	

<修正理由>

組織名変更による  
修正



<p><b>風水害予防-41</b>  <b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第10節 避難所対策の充実</b></p> <p><b>第1 避難所の指定</b>  <u>避難所は、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の災害の危険性、立地条件や施設の防災性を十分考慮した上で指定するものとし、必要に応じて民間施設からも候補施設を選定し、所有者に避難所指定への協力を求める。また、避難所については、防災マップ等により市民に周知する。</u></p> <p><b>1 指定避難所</b>  <u>浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置付ける。また、指定避難所が避難困難な状況にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に活用できる場合は、これらの施設を避難所とする。</u>  <u>学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。</u></p> <p><b>2 福祉避難所</b>  <u>災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、滝野福祉センター（はびねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置付ける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。</u></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第10節 避難所対策の充実</b></p> <p><b>第1 避難所等の指定</b>  <u>市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知する。</u></p> <p><b>(1) 指定緊急避難場所</b>  <u>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。</u>  <u>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）</li> <li>・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）</li> <li>・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）</li> </ul> </p> <p><b>(2) 指定避難所</b>  <b>①指定基準</b>  <u>指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）</li> <li>・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）</li> <li>・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）</li> <li>・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）</li> <li>・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。</li> </ul> </p> <p><b>②指定順位</b>  <u>避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小、中学校</li> <li>・その他公立学校</li> <li>・公民館</li> <li>・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）</li> <li>・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）</li> </ul> </p> <p><b>③広域一時滞在への配慮</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得る。</li> <li>・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</li> </ul> </p> <p><b>④留意事項</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。</li> </ul> </p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正          ・第49条の4新設市は、防災施設の整備状況、地形等を総合的に勘案し、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設を、洪水、津波など異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないとされた。</p> <p>H25.6 災害対策基本法の改正          ・第49条の7新設市町は、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないとされた。</p>
---	--	--

<略>  
 第6 避難所管理・運営マニュアルの普及・周知  
 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理・運営の指針」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

**風水害予防-44**  
**第2編 災害予防計画**  
**第2章 災害応急対策に係る備えの充実**  
**第11節 備蓄体制等の整備**

**第1 基本方針**  
 (1) 市は、市民に対し、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。

<略>

**第3 生活必需物資**

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

**風水害予防-47**  
**第2編 災害予防計画**  
**第2章 災害応急対策に係る備えの充実**  
**第12節 家屋被害認定体制等の整備**

**第1 家屋被害認定体制等の整備**  
 災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行するり災証明書が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

<略>  
 第6 避難所管理運営マニュアルの普及・周知  
 災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営指針(平成25年版)」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

**第2編 災害予防計画**  
**第2章 災害応急対策に係る備えの充実**  
**第11節 備蓄体制等の整備**

**第1 基本方針**  
 (1) 市は、市民に対し、平時から最低限3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。

<略>

**第3 生活必需物資**

区分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、 <u>土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー</u> ほか
光熱材料等	<u>小型エンジン発電機</u> 、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

**第2編 災害予防計画**  
**第2章 災害応急対策に係る備えの充実**  
**第12節 家屋被害認定体制等の整備**

**第1 家屋被害認定体制等の整備**  
災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

<p><b>風水害予防-49</b>  <b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第13節 廃棄物対策の充実</b></p> <p><b>第2 災害廃棄物処理計画の策定</b>          災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第13節 廃棄物対策の充実</b></p> <p><b>第2 災害廃棄物処理計画の策定</b>          災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）を参考に、地震被害想定における建物倒壊数等を考慮し、震災時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ<u>仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した</u>災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。<u>また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p><b>風水害予防-51</b>  <b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</b></p> <p><b>第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>  <b>1 支援の対象となる災害時要援護者</b>          &lt;略&gt;  <b>2 災害時要援護者の日常的把握</b>          市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携して、災害時要援護者に関する情報の把握に努める。また、情報の把握にあたっては消防団、地区（自治会）、自主防災組織等へ提供することについて要援護者の理解を得られるよう努めるものとする。地区（自治会）、自主防災組織等は、平時から地域内の要援護者等の実態を把握し、災害時の安否確認や避難支援を迅速にできる体制づくりに努める。</p> <p><b>3 災害時要援護者支援体制の整備</b>  <u>(1) 市は、消防団、地区（自治会）、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と連携して、災害時要援護者の支援体制の整備に努める。また、地域における支援・協力体制が災害時において最も重要な避難支援となることから、地域協力体制の確立を推進するものとする。</u>  <u>(2) 市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。</u>  <u>(3) 市は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努める。</u></p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b>  <b>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</b>  <b>第14節 災害時要援護者支援対策の充実</b></p> <p><b>第2 災害時要援護者支援体制の確保</b>  <b>1 支援の対象となる災害時要援護者</b>          &lt;略&gt;  <b>2 災害時要援護者支援体制の整備</b>  <u>(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備</u>  <u>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</u>  <u>(2) 避難行動要支援者名簿の共有</u>  <u>市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u>  <u>(3) 地域における避難支援体制の整備</u>  <u>市は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を定めるなどの地域における支援体制の整備に努める。</u>  <u>(4) 訓練・研修の実施</u>  <u>市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。</u>  <u>(5) マニュアル等の作成</u>          市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。</p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正          第49条の10～13 新設          ・市は、要配慮者のうち、災害が発生した場合等に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。          ・市は、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、同意を得た者の名簿情報を提供するものとする。</p>

<p><b>風水害予防-52</b></p> <p><b>4 災害時要援護者への情報伝達の確立</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>風水害予防-62</b></p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</b></p> <p><b>第1節 防災に関する学習等の普及</b></p> <p><b>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 普及内容 &lt;略&gt;</p> <p>⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分） ⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 ⑩ 自主防災組織の育成 ⑪ 災害時要援護者への配慮 ⑫ ボランティア活動への参加 等</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p><b>3 災害時要援護者への情報伝達の確立</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</b></p> <p><b>第1節 防災に関する学習等の普及</b></p> <p><b>第2 市民に対する防災・減災知識の普及</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 普及内容 &lt;略&gt;</p> <p>⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（<u>最低でも3日間、可能な限り1週間分程度</u>） ⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 ⑩ 自主防災組織の育成 ⑪ 災害時要援護者への配慮 ⑫ ボランティア活動への参加 <u>⑬ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性</u> <u>⑭ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> 等</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p><b>風水害予防-63</b></p> <p><b>第6 学校等における防災教育</b></p> <p>(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 &lt;略&gt;</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア 一般教職員への研修会の参加促進 イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進 エ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、<u>児童・生徒</u>に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成 イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進 ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発等に努め「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開 エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上</p> <p>② 学校防災体制の充実</p> <p>ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し イ 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17は忘れない」地域防災訓練等） ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓</p>	<p><b>第6 学校等における防災教育</b></p> <p>(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 &lt;略&gt;</p> <p>② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。</p> <p>ア <u>教職員</u>への研修会の参加促進 イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進 ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）養成研修等への参加</p> <p>(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、<u>児童生徒</u>に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。</p> <p>① 学校における防災教育の充実</p> <p>ア <u>様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度や能力の育成</u> イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進 ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を<u>活用するなど</u>、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開 エ 副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上</p> <p>② 学校防災体制の充実</p> <p>ア 「災害対応マニュアル」の<u>見直し</u> イ <u>地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど</u>、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施（「1.17は忘れない」地域防災訓練等） ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>練の実施</p> <p>③ 心のケアの充実</p> <p>ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実</p> <p>イ 研修会などを通じた教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施</p> <p>ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p> <p>風水害予防-68（新設項目により現計画の挿入予定ページ番号である）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>③ 心のケアの充実</p> <p>ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実</p> <p>イ 研修会などを通じた教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施</p> <p>ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第3節 <b>自主防災体制の整備</b></p> <p><u>地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。</u></p> <p>第1 地区防災計画の策定</p> <p><u>市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。</u></p> <p><u>市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	<p>H25.6 災害対策基本法の改正</p> <p>第42条第3項、同条の2新設</p> <p>・市町地域防災計画は、市町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、災害発生時における地区居住者等の相互の支援等に関する計画（地区防災計画）について定めることができる。</p> <p>・地区居住者等は、市町防災会議に対し、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。</p>
<p>風水害予防-68（新設項目により現計画の挿入予定ページ番号である）</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第4節 <b>消防団の充実強化</b></p> <p><u>地域防災力の充実強化は、県民、自主防災組織、消防団、水防団、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</u></p> <p>第1 内容</p> <p>1 実施機関等</p> <p>(1) <u>市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。</u></p> <p>(2) <u>市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。</u></p> <p>(3) <u>事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。</u></p> <p>(4) <u>大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。</u></p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) <u>市の取り組み</u></p> <p><u>市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</u></p>	<p>消防団を中核とした地域防災力の強化に関する法律の制定を踏まえた見直し</p>

<p>風水害予防-68</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第3節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p>風水害予防-74</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 減災のための防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2 地すべり防止施設の整備</p> <p>2 地すべり危険個所の把握と市民への周知徹底</p> <p>県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害危険箇所図</u>の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>第3 急傾斜地崩落防止施設の整備</p> <p>2 急傾斜地崩落危険個所の把握と市民への周知</p> <p>県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>急傾斜地崩壊危険箇所図</u>の市民への閲覧及び周知に協力する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>① <u>消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施</u></p> <p>② <u>消防団員に対する教育訓練の実施</u></p> <p>③ <u>消防団活動の安全管理マニュアルの策定</u></p> <p>④ <u>消防団員の処遇の改善</u></p> <p>⑤ <u>消防団の装備の改善</u></p> <p>⑥ <u>消防団の活動拠点施設の整備</u></p> <p>⑦ <u>女性消防団員の加入促進</u></p> <p>⑧ <u>消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保</u></p> <p>⑨ <u>大学等の協力による消防団員の確保</u></p> <p>⑩ <u>住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進</p> <p>第2 企業等の平常時対策</p> <p>(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。</p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 減災のための防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備</p> <p>第2 地すべり防止施設の整備</p> <p>2 地すべり危険個所の把握と市民への周知徹底</p> <p>県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害警戒区域図等</u>の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>第3 急傾斜地崩落防止施設の整備</p> <p>2 急傾斜地崩落危険個所の把握と市民への周知</p> <p>県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、<u>土砂災害警戒区域図等</u>の市民への閲覧及び周知に協力する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	--	---

<p><b>風水害予防-76</b></p> <p><b>第7 災害危険区域対策の実施</b></p> <p>2 危険住宅の除去又は移転 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 <u>780</u>千円 助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 <u>4,060</u>千円（建物 310 万円、土地 96 万円、造成 58 万円が限度） 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>(注)助成費の助成限度額は、平成 <u>24</u>年度の額である。</p> <p><b>風水害予防-79</b></p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第4章 減災のための防災基盤の整備</b></p> <p><b>第6節 ライフライン関係施設の整備</b></p> <p><b>第2 ガス施設の整備等</b></p> <p>被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施するものとされている。</p> <p>1 大阪ガス株式会社及び兵庫県LPガス協会</p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>① 集中監視システムの導入</p> <p>② 安全機器の取り付け促進</p> <p>③ 地域防災事業所の設置</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>② 相互協力体制の確立</p> <p>③ 防災訓練等の実施</p> <p>(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p><b>第3 電気通信施設の整備等</b></p> <p>西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・ドコモコミュニケーションズ(株)、KDD I (株)は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p>	<p><b>第7 災害危険区域対策の実施</b></p> <p>2 危険住宅の除去又は移転 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。</p> <p>(1) 危険住宅の除却等に要する経費 限度額 <u>802</u>千円 <u>負担割合</u> 国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限度額 <u>4,150</u>千円（建物 310 万円、土地 96 万円、造成 58 万円が限度） 年 利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 <u>負担割合</u> 国 1/2、県 1/4、市 1/4</p> <p>(注)助成費の助成限度額は、平成 <u>26</u>年度の額である。</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第4章 減災のための防災基盤の整備</b></p> <p><b>第6節 ライフライン関係施設の整備</b></p> <p><b>第2 ガス施設の整備等</b></p> <p>被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施するものとされている。</p> <p>1 大阪ガス株式会社及び<u>一般社団法人兵庫県LPガス協会</u></p> <p>(1) 防災システムの強化</p> <p>① 集中監視システムの導入</p> <p>② 安全機器の取り付け促進 <u>(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の取り付け促進(ほぼ100%達成)</u></p> <p>③ <u>災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及促進</u></p> <p>④ 地域防災事業所の設置</p> <p>(2) 防災体制の整備</p> <p>① 要員の確保</p> <p>② 相互協力体制の確立</p> <p>③ 防災訓練等の実施</p> <p>(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p><b>第3 電気通信施設の整備等</b></p> <p>西日本電信電話<u>株式会社(兵庫支店)</u>、<u>株式会社NTTドコモ関西支社</u>、エヌ・ティ・ティ・ドコモコミュニケーションズ<u>株式会社</u>、KDD I <u>株式会社(神戸支店)</u>、<u>ソフトバンクテレコム株式会社</u>、<u>ソフトバンクモバイル株式会社</u>は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。</p>	<p>現状にあわせた修正</p> <p>組織名変更による修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>組織名変更による修正</p>
---	---	---

**風水害予防-93**  
**第2編 災害予防計画**  
**第5章 その他の災害予防対策の推進**  
**第3節 原子力等事故災害予防対策の推進**

**第4 災害時要援護者支援対策の強化**  
 1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備  
 (1) 災害時要援護者の日常的把握  
 市は、防災担当部局（本庁及び各庁舎）と福祉担当部局（本庁及び各庁舎）との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。

**風水害応急-99**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第1節 応急活動体制**

**第3 災害対策本部**  
 市内において災害による被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。  
 1 設置場所  
 災害対策本部は、社庁舎に設置する。  
社庁舎が被災し使用できない場合、滝野庁舎又は東条庁舎とする。

**風水害応急-109**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第1 情報収集・伝達手段の確保**  
 1 通信機能の確保  
 通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段		主な通信区
有線	主な通信手段 一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をい。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸 <u>海洋</u> 気象台～災害対策本部・消防本部

**第2編 災害予防計画**  
**第5章 その他の災害予防対策の推進**  
**第3節 原子力等事故災害予防対策の推進**

**第4 災害時要援護者支援対策の強化**  
 1 災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備  
 (1) 災害時要援護者の日常的把握  
 市は、防災担当部局 \_\_\_\_\_ と福祉担当部局 \_\_\_\_\_ との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。

**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第1節 応急活動体制**

**第3 災害対策本部**  
 市内において災害による被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要があるときは、直ちに災害対策本部を設置する。  
 1 設置場所  
 災害対策本部は、市役所内に設置する。

**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第1 情報収集・伝達手段の確保**  
 1 通信機能の確保  
 通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段		主な通信区間
有線	主な通信手段 一般加入電話・FAX・市ホームページ、CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸 <u>地方</u> 気象台～災害対策本部・消防本部

市役所庁舎統合による修正

市役所庁舎統合による修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<現 行>		<改 正 後>		<修正理由>			
	土砂災害情報相通報システム	気象会社～災害策本部～CATV（映像）～市民等 ※1	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害策本部～CATV（映像）～市民等			
有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム （フェニックスシステム）	災害対策本部～消防本部・県近隣市町・防災関係機関	有線 ／ 無線	兵庫県災害対応 総合情報ネットワークシステム （フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関		
無	兵庫衛星トーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町防災関係機関	無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	通信機器更新による修正	
	防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場・避難所※2					
	MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3					
	携帯電話	災害対策本部～害現場			携帯電話		災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ	災害対策本部～市民等			かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール 公共情報コモンズ		災害対策本部～市民等
<p>※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成25年以降</p> <p>※2 東条地域に限る。</p> <p>※3 社、滝野地域に限る。</p>							
<p>2 代替通信手段の確保</p> <p>市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。</p> <p>(1) 災害時有線電話の利用</p> <p>社庁舎に設置している災害時優先電話を活用する。</p> <p>(2) 非常・緊急通話の利用</p> <p>災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。</p> <p>(3) アマチュア無線の協力要請</p> <p>兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。</p>		<p>2 代替通信手段の確保</p> <p>市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。</p> <p>(1) 災害時有線電話の利用</p> <p>市役所に設置している災害時優先電話を活用する。</p> <p>(2) 非常・緊急通話の利用</p> <p>災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。</p> <p>(3) アマチュア無線の協力要請</p> <p>兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。</p>		通信機器更新による修正			
<p>風水害応急-110</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸海洋気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム防災端末、土砂災害情報相互通報システム、インターネット、ひょうご防災ネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 気象注意報・警報</p> <p>気象台が一般を対象に気象現象などにより災害の発生する恐れがある旨を注意して発表する注意報、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する警報</p>		<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム防災端末、土砂災害情報相互通報システム、インターネット、ひょうご防災ネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報</p> <p>(1) 気象注意報・警報</p> <p>気象台が一般を対象に気象現象などにより災害の発生する恐れがある旨を注意して発表する注意報、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する警報</p> <p>(2) 特別警報</p> <p>警報の発令基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めている。</p>		市役所庁舎統合による修正			
				組織名変更による修正			
				特別警報の新設による修正			

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

風水害応急-111			気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）			修正理由	
区分	注意報名	基準等	区分	注意報名	基準等		
気象注意報	風雪（平均風速）	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う	気象注意報	風雪（平均風速）	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上 雪を伴う	組織名変更による修正	
	強風（平均風速）	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上		強風（平均風速）	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上		
	大雨（雨量）	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 土壌雨量指数96		大雨（雨量）	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 土壌雨量指数99		現状にあわせた修正
	洪水（雨量）	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 流域雨量指数値9（東条川）		洪水（雨量）	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 40mm以上 流域雨量指数値9（東条川）		
	大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上		大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地10cm以上 山地20cm以上		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		雷	落雷等により被害が予想される場合		
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下		乾燥	空気の乾燥によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下		
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上100m以下		濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上100m以下		
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下		霜（最低気温）	霜によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 4月以降の晩霜 神戸4℃以下 姫路2℃以下		
	低温（最低気温）	低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 -4℃以下		低温（最低気温）	低温によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 -4℃以下		
着雪	着雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下	着雪	着雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上 気温2℃以下				
気象警報	暴風（平均風速）	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上	気象警報	暴風（平均風速）	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上	現状にあわせた時点修正	
	暴風雪（平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う		暴風雪（平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平均風速 陸上20m/s以上 雪を伴う		
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 土壌雨量指数が125		大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 土壌雨量指数が135		
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 流域雨量指数（東条川）18		洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 1時間雨量 60mm以上 流域雨量指数（東条川）18		
	大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地20cm以上 山地40cm以上		大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合 平地20cm以上 山地40cm以上		
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上	特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨によると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量128mm以上、48時間雨量302mm以上、土壌雨量指数198	特別警報の新設による修正			
		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合				
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合				
		記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量 110mm以上				

※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>風水害応急－113</b> 2 河川情報 (1) 洪水予報 姫路河川国道事務所と神戸海洋気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて発表する予報</p> <p><b>風水害応急－118</b> <b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b> <b>第2節 情報の収集・伝達及び報告</b></p> <p><b>第4 被害状況報告</b> 3 報告手段 災害状況の報告は、以下の手段による。 (1) 原則フェニックス防災システム防災端末に<input type="checkbox"/>入力することで行う。</p> <p><b>風水害応急－120（新設項目により現計画の挿入予定ページ番号である）</b> <b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b> <b>第2節 情報の収集・伝達及び報告</b></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>※ 気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。 &lt;略&gt;</p> <p>2 河川情報 (1) 洪水予報 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて発表する予報</p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b> <b>第2節 情報の収集・伝達及び報告</b></p> <p><b>第4 被害状況報告</b> 3 報告手段 災害状況の報告は、以下の手段による。 (1) 原則フェニックス防災端末に<input type="checkbox"/>入力することで行う。</p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</b> <b>第2節 情報の収集・伝達及び報告</b></p> <p><b>第6 被災者支援のための情報の収集・活用</b> <u>円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</u></p> <p><b>1 内容</b> <b>(1) 住民からの問い合わせに対する回答</b> <u>市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。</u> <u>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</u> <u>なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p> <p><b>(2) 被災者台帳の作成</b> <u>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>（被災者台帳に記載する事項）</u> <u>・氏名</u> <u>・生年月日</u> <u>・性別</u></p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>H25.6 災害対策基本法の改正 ・第86条の15新設 県又は市町は、災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（安否情報）について照会があったときは、回答することができるとされた。</p> <p>・第90条の3新設 市町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳</p>
--	--	---

資料  
3-2 防災行政無線・MCA無線一覧

**風水害応急-127**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第4節 災害救助法の適用**

1 適用基準  
(1) 適用基準  
＜略＞  
③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）  
＜略＞

2 救助内容  
(1) 実施項目  
地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。  
ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内

・住所又は居所  
・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況  
・援護の実施の状況  
・災害時要援護者要配慮者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由  
・電話番号その他の連絡先  
・世帯の構成  
・罹災証明書の交付の状況  
・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先  
・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時  
・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

**(3) 罹災証明書の交付**  
市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

資料  
（資料中の当該一覧表削除に伴い、資料番号繰り上げ）

**第3編 災害応急対策計画**  
**第2章 迅速な災害応急活動体制の確立**  
**第4節 災害救助法の適用**

1 適用基準  
(1) 適用基準  
＜略＞  
③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）  
＜略＞

2 救助内容  
(1) 実施項目  
地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。  
ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内

（被災者台帳）を作成することができる。

・第90条の2新設  
市町は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならないとされた。

県防災計画の修正に伴う修正

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

災害にかかった者の救出	3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具1日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索及び処理	10日以内
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除	10日以内

被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

風水害応急-136

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第3節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

<略>

3 陸上交通の確保

<略>

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

建設業協会等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項

<略>

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に係る機関等と連携し、緊急輸送路予定路線等の状況把握に努める。

第3 ヘリコプターの運航

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 331-0986 FAX (078) 331-0987

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第3節 交通・輸送対策

第1 交通確保対策

<略>

3 陸上交通の確保

<略>

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等との協力

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第2 緊急輸送対策

1 緊急輸送に当たっての基本的事項

<略>

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に係る機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

第3 ヘリコプターの運航

3 要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 昼間（9:00～17:30）

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 325-8519 FAX (078) 325-8529

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

県防災計画の修正に伴う修正

現状にあわせた修正

<p><b>風水害応急－144</b>  <b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難・誘導</b>          &lt;略&gt;          2 避難誘導          (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。          (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。          特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。          (3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難・誘導</b>          &lt;略&gt;          2 避難誘導          (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。          (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。          特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。          (3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。  <u>(4) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</u>  <u>(5) 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p><b>風水害応急－146</b>  <b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第5 避難所の運営</b>          &lt;略&gt;          4 保険・衛生対策          (1) 救護等の活動          ① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。          ② 県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための心療内科等の救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第4節 避難対策</b></p> <p><b>第5 避難所の運営</b>          &lt;略&gt;          4 保険・衛生対策          (1) 救護等の活動          ① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。          ② 県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための心療内科等の救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する。  <u>③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p><b>風水害応急－149</b>  <b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第5節 住宅の確保</b></p> <p>1 応急仮設住宅の建設          &lt;略&gt;          (4) 供給方法          平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あつせん等を要請する。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b>  <b>第5節 住宅の確保</b></p> <p>1 応急仮設住宅の建設          &lt;略&gt;          (4) 供給方法          平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。  <u>なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するものとする。</u></p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>① 被害戸数 ② 設置を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする建設業者数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項</p> <p><b>風水害応急－154</b> <b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第6節 食糧・飲料水及び物資の供給</b></p> <p><b>第3 緊急物資の供給</b> &lt;略&gt; 2 品目 (1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 ※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 ※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。 (2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメントほか (3) 防災関係物資 毛布、簡易ベッドほか</p> <p><b>風水害応急－173</b> <b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第13節 災害ボランティアの要請・受入れ</b></p> <p><u>1 災害救援専門ボランティアの派遣要請</u> 被害が大規模となり専門的なボランティアの必要が生じた場合に社会福祉協議会と連携して、県に災害救援の専門災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊－「HEART－PHOENIX」）の派遣を要請する。 <u>災害救援専門ボランティアの活動分野</u> (1) <u>救急・救助</u> (2) <u>医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）</u> (3) <u>介護</u> (4) <u>建物判定</u> (5) <u>手話通訳</u> (6) <u>情報・通信</u> (7) <u>ボランティアのコーディネート</u> (8) <u>輸送</u> 2 災害ボランティアの受け入れ &lt;略&gt;</p>	<p>市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あつせん等を要請する。 ① 被害戸数 ② 設置を必要とする戸数 ③ 調達を必要とする建設業者数 ④ 連絡責任者 ⑤ その他参考となる事項</p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第6節 食糧・飲料水及び物資の供給</b></p> <p><b>第3 緊急物資の供給</b> &lt;略&gt; 2 品目 (1) 生活必需品 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 ※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、<u>小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレ</u>など、必要性の高い品目には、特に配慮する。 ※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。 (2) 応急復旧用物資 シート、テント、鋼材、セメント、<u>土のう袋</u>ほか (3) 防災関係物資 毛布、簡易ベッドほか</p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b> <b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b> <b>第13節 災害ボランティアの要請・受入れ</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1</u> 災害ボランティアの受け入れ &lt;略&gt;</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
--	---	---

<p><b>風水害応急-177</b></p> <p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第15節 ライフラインの応急対策</b></p> <p><b>第2 ガスの確保</b></p> <p>[実施関係機関：(社)エルピーガス防災協会]</p> <p>(社)エルピーガス防災協会は、以下のとおり応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 (社)エルピーガス防災協会</p> <p>(1) 災害発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>大規模な災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合には、直ちに(社)エルピーガス防災協会内に、(社)エルピーガス防災協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。</p> <p>③ 応急対策の実施</p> <p>ア 緊急措置の周知</p> <p>(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、エルピーガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。</p> <p>イ ローラー作戦の展開</p> <p>エルピーガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、エルピーガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。</p> <p>ウ 危険箇所からの容器の撤収</p> <p>ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。</p> <p>エ 災害時要援護者対策</p> <p>エルピーガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p> <p>オ エルピーガスの供給</p> <p>要請により病院、避難所等を優先に、エルピーガスの供給を行う。</p> <p>カ 電話相談窓口の開設</p> <p>災害対策本部及びキーステーションに、エルピーガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。</p> <p>キ 不要容器の回収</p> <p>不要となったエルピーガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。</p> <p>ク 要員の確保</p> <p>県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第3章 円滑な災害応急活動の展開</b></p> <p><b>第15節 ライフラインの応急対策</b></p> <p><b>第2 ガスの確保</b></p> <p>[実施関係機関：一般社団法人兵庫県LPガス協会]</p> <p>一般社団法人兵庫県LPガス協会は、以下のとおり応急対策等を実施するものとされている。</p> <p>1 一般社団法人兵庫県LPガス協会</p> <p>(1) 災害発生直後の対応</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>大規模な災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合には、直ちに一般社団法人兵庫県LPガス協会内に、一般社団法人兵庫県LPガス協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。</p> <p>② 情報の収集伝達</p> <p>防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。</p> <p>③ 応急対策の実施</p> <p>ア 緊急措置の周知</p> <p>(株)ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。</p> <p>イ ローラー作戦の展開</p> <p>LPガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。</p> <p>ウ 危険箇所からの容器の撤収</p> <p>ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。</p> <p>エ 災害時要援護者対策</p> <p>LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。</p> <p>オ LPガスの供給</p> <p>要請により病院、避難所等を優先に、LPガスの供給を行う。</p> <p>カ 電話相談窓口の開設</p> <p>災害対策本部及びキーステーションに、LPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。</p> <p>キ 不要容器の回収</p> <p>不要となったLPガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。</p> <p>ク 要員の確保</p> <p>県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。</p>	<p>組織名変更による修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	---	--

風水害応急－190

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第21節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防災対策等

第2 道路

[実施関係機関：道路管理者]

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

風水害応急－194

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模災害等応急対策計画

第1節 基本対策

第1 組織の設置

1 設置基準

(事故) 災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

(1) 設置基準等

	( 事 故 ) 災 害 対 策 本 部
設基	次のいずれかに該当するとき。 ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘して、災害急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害急対策が概ね終了したとき。 ②災害急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	社庁舎
業 務	災害の警戒・防衛及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

第3編 災害応急対策計画

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第21節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防災対策等

第2 道路

[実施関係機関：道路管理者]

道路管理者は次の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3編 災害応急対策計画

第4章 大規模災害等応急対策計画

第1節 基本対策

第1 組織の設置

1 設置基準

(事故) 災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

(1) 設置基準等

	( 事 故 ) 災 害 対 策 本 部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害急対策を行うため又は災害急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害急対策が概ね終了したとき。 ②災害急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	市役所
業 務	災害の警戒・防衛及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策等を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

県防災計画の修正に伴う修正

市役所庁舎統合による修正

県防災計画の修正に伴う修正

**風水害応急-198**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第1 情報収集・伝達手段の確保**  
 1 通信機能の確保  
 通信施設の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段	主な通信区間
有線 一般加入電話・FAX CATV（V像及音声告知電話等をいう。以下同じ） 災害時優先電話	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ ※1
有線 防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
有線 土災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等 ※1
有線／無線 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス災害ステ）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上）	災害対策本～隣・防災関係機関
無線 防災行無無線（動）	災害対策本～災害現場・避難所※2
無線 MCA無線	災害対策本部～災害現場・避難所※3
無線 携帯電話	災害対策本部～災害現場
無線 かとう全安心ネット	災害対策本部～市民等

※1 滝野地域の音声告知放送、電話は平成22年以降  
 ※2 東条地域に限る。  
 ※3 社、滝野地域に限る。

2 代替手段の確保  
 市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。  
 (1) 災害時無線電話の利用  
 社庁舎に設置している災害時優先電話を活用する。  
 (2) 非常・緊急通話の利用  
 災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。  
 (3) アマチュア無線の協力要請  
 兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第1 情報収集・伝達手段の確保**  
 1 通信機能の確保  
 通信施設の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段	主な通信区間
有線 一般加入電話・FAX CATV（TV映像及び音声告知放送、電話等をいう。以下同じ） 災害時優先電話	災害対策本部～防災関係機関・市民 ※CATV電話は域内のみ
有線 防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
有線 土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～CATV（映像）～市民等
有線／無線 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
無線 携帯電話	災害対策本部～災害現場
無線 かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等

2 代替手段の確保  
 市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。  
 (1) 災害時無線電話の利用  
 市役所内に設置している災害時優先電話を活用する。  
 (2) 非常・緊急通話の利用  
 災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。  
 (3) アマチュア無線の協力要請  
 兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

通信機器更新による修正

市役所庁舎統合による修正

**風水害応急－202**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第3 被害調査**  
 3 その他  
 資料  
3－2 防災行政無線・MCA無線一覧

**風水害応急－209**  
**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第4節 災害救助法の適用**  
 <略>  
 2 救助内容  
 (1) 実施項目  
 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。  
 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避所の供与	7日以内
応急仮設住の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
災害にかかった住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索及び処理	10日以内
災によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第2節 情報の収集・伝達及び報告**

**第3 被害調査**  
 3 その他  
 資料  
(削除)

**第3編 災害応急対策計画**  
**第4章 大規模災害等応急対策計画**  
**第4節 災害救助法の適用**  
 <略>  
 2 救助内容  
 (1) 実施項目  
 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。  
 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
<u>被災者の</u> 救出	3日以内
<u>被災した</u> 住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

通信機器更新による修正

県防災計画の修正に伴う修正

<p><b>風水害応急-218</b>  <b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 大規模災害等応急対策計画</b>  <b>第7節 交通・輸送対策</b></p> <p><b>第1 交通確保対策</b>          &lt;略&gt;          3 陸上交通の確保          (略)          (4) 道路の応急復旧作業          道路管理者は、次の措置を講じるものとする。          ① 道路啓開の実施          ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。          イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、<u>緊急輸送（交通）路</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。          ② 応急復旧業務に係る<u>建設業者等</u>との協力  <u>建設業協会等</u>と連携・協力し、<u>災害時に障害物等の除去</u>、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 大規模災害等応急対策計画</b>  <b>第7節 交通・輸送対策</b></p> <p><b>第1 交通確保対策</b>          &lt;略&gt;          3 陸上交通の確保          (略)          (4) 道路の応急復旧作業          道路管理者は、次の措置を講じるものとする。          ① 道路啓開の実施          ア 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。          イ 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、<u>緊急交通路</u>の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。          ② 応急復旧業務に係る<u>民間団体等</u>との協力  <u>民間団体等</u>と連携・協力し、<u>災害発生時には、必要に応じて</u>障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。</p>	<p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
<p><b>風水害応急-220</b>  <b>第2 緊急輸送対策</b>          1 緊急輸送に当たっての基本的事項          &lt;略&gt;          (2) 輸送路等に関する状況の把握          広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、<u>緊急輸送路予定路線等</u>の状況把握に努める。          &lt;略&gt;</p>	<p><b>第2 緊急輸送対策</b>          1 緊急輸送に当たっての基本的事項          &lt;略&gt;          (2) 輸送路等に関する状況の把握          広域応援を実施する場合に備え、社警察署、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、<u>緊急輸送道路</u>予定路線等の状況把握に努める          &lt;略&gt;</p>	<p></p>
<p><b>風水害応急-221</b>  <b>第3 ヘリコプターの運航</b>          &lt;略&gt;          3 要請先          要請の連絡先は次のとおりとする。          (1) 昼間（9:00～17:30）          神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078) 331-0986</u> FAX <u>(078) 331-0987</u></p>	<p><b>第3 ヘリコプターの運航</b>          &lt;略&gt;          3 要請先          要請の連絡先は次のとおりとする。          (1) 昼間（9:00～17:30）          神戸市消防局警防部司令課 TEL <u>(078) 325-8519</u> FAX <u>(078) 325-8529</u></p>	<p>現状にあわせた時点修正</p>
<p><b>風水害応急-225</b>  <b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 大規模災害等応急対策計画</b>  <b>第8節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難・誘導</b>          &lt;略&gt;          2 避難誘導          (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b>  <b>第4章 大規模災害等応急対策計画</b>  <b>第8節 避難対策</b></p> <p><b>第2 避難・誘導</b>          &lt;略&gt;          2 避難誘導          (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。</p>	<p></p>

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>(2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。</p> <p>(3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。</p> <p><b>風水害復旧－262</b> <b>第4編 災害復旧計画</b> <b>第1章 災害復旧事業の実施</b> <b>第1 災害復旧事業の種類</b> (1) <u>公共土木施設復旧事業</u> &lt;略&gt; 第2 激甚災害の指定に関する事項 1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 激甚災害に係る財政援助措置 &lt;略&gt; ⑧ <u>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u> ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ 湛水排除事業 &lt;略&gt; 2 極地激甚災害に係る財政援助措置 &lt;略&gt; ⑧ <u>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u> ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外） ⑭ 湛水排除事業</p> <p><b>風水害復興－273</b> <b>第5編 災害復興計画</b> <b>第2章 復興計画の策定手順</b> <b>第2 復興計画の内容</b> 1 基本的考え方 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。</p>	<p>(2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。</p> <p>(3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。</p> <p><u>(4) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</u></p> <p><u>(5) 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><b>第4編 災害復旧計画</b> <b>第1章 災害復旧事業の実施</b> <b>第1 災害復旧事業の種類</b> (1) <u>公共土木施設災害復旧事業</u> &lt;略&gt; 第2 激甚災害の指定に関する事項 1 激甚災害に係る財政援助措置 (1) 激甚災害に係る財政援助措置 &lt;略&gt; ⑧ <u>障害者福祉施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症予防事業</u> ⑫ <u>堆積土砂排除事業</u> ⑬ <u>湛水排除事業</u> &lt;略&gt; 2 極地激甚災害に係る財政援助措置 &lt;略&gt; ⑧ <u>障害者福祉施設災害復旧事業</u> ⑨ <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> ⑩ <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> ⑪ <u>感染症予防事業</u> ⑫ <u>堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）</u> ⑬ <u>湛水排除事業</u></p> <p><b>第5編 災害復興計画</b> <b>第2章 復興計画の策定手順</b> <b>第2 復興計画の内容</b> 1 基本的考え方 総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。</p>	<p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p> <p>県防災計画の修正に伴う修正</p>
---	---	--

【新旧対照表（風水害等対策編）】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。  
市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

県防災計画の修正に伴う修正